

松崎町新型コロナウイルス感染症対策本部会議（21 回目）

次 第

日時：令和 3 年 8 月 6 日（金）

16 時 00 分～

場所：環境改善センター 大会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（1）新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用について

（2）新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用による対応について

（3）意見交換

4. その他

5. 閉 会

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
対象地域	都道府県	都道府県内の区域 (区域は知事が指定)
発出の目安	「ステージ4」で発出が視野に	基本的に「ステージ3」を想定
期間	2年以内 (計1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内 (何回でも延長可)
時短や 休業対応	「時短」「休業」とともに 要請と命令が可能	「時短」のみ要請と命令が可能 (休業要請はできない)
命令違反の 罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料
国会報告	義務付け (発出、期間延長、区域変更時)	付帯決議に「速やかに報告」と記載 (法的拘束力はなし)

新型コロナウイルス感染症陽性者に関する全国状況

都道府県	陽性者（出典:静岡新聞）			緊急事態宣言対象地区 （期間）	まん延防止等重点措置対象地区 （期間）
	累計	R3.8.5			
北海道	45,827	342			R3/8/2～8/31
青森県	2,793	26			
岩手県	2,078	13			
宮城県	10,232	103			
秋田県	1,041	6			
山形県	2,254	33			
福島県	6,222	106			R3/8/8～8/31
茨城県	13,506	185			R3/8/8～8/31
栃木県	8,914	135			R3/8/8～8/31
群馬県	9,445	158			R3/8/8～8/31
埼玉県	62,087	1,235		R3/8/2～8/31	
千葉県	53,283	942		R3/8/2～8/31	
東京都	236,138	5,042		R3/7/12～8/31	
神奈川県	90,912	1,846		R3/8/2～8/31	
新潟県	4,307	72			
富山県	2,424	53			
石川県	5,517	73			R3/8/2～8/31
福井県	1,758	22			
山梨県	2,660	67			
長野県	5,538	63			
岐阜県	9,784	55			
静岡県	11,592	181			R3/8/8～8/31
愛知県	55,457	364			R3/8/8～8/31
三重県	6,021	57			
滋賀県	6,390	79			R3/8/8～8/31
京都府	19,357	274			R3/8/2～8/31
大阪府	118,861	1,085		R3/8/2～8/31	
兵庫県	45,789	459			R3/8/2～8/31
奈良県	9,277	90			
和歌山県	3,141	25			
鳥取県	916	44			
島根県	773	10			
岡山県	8,626	89			
広島県	12,502	94			
山口県	3,366	17			
徳島県	1,834	12			
香川県	2,423	33			
愛媛県	3,044	40			
高知県	2,141	13			
福岡県	42,121	718			R3/8/2～8/31
佐賀県	2,874	44			
長崎県	3,630	51			
熊本県	7,448	127			R3/8/8～8/31
大分県	3,791	31			
宮崎県	3,358	36			
鹿児島県	4,159	51			
沖縄県	27,052	648		R3/5/23～8/31	
合計	982,663	15,249			

静岡県webサイト及び健康福祉部資料より

《令和3年8月5日現在》

静岡県内の陽性者数

陽性者数								
	入院中			宿泊療養	自宅療養中	入院等調整中	死亡	退院
		軽症・中等症	重症					
11,360	202	200	2	292	549	333	157	9,827

《令和3年8月5日現在》

県内感染症指定医療機関等の入院状況

施設等	感染症指定医療機関	一般病院	計	うち重症者	確保病床
施設数	9	24	33	4	38
人数等	76	128	204	5	521

○退院者数(自宅療養者修了者、死亡退院(157人)含む):10,048人 (8月5日正午時点)

○自宅療養者数：644人 (8月4日17時時点)

○自宅待機者数 (入院、宿泊者等調整中)：163人 (8月4日17時時点)

地域別及び重症者の病床占有率 (8月5日正午現在)

区分	入院者数	確保病床数	病床占有率
県東部地域	92	154	59.7%
県中部地域	60	167	35.9%
県西部地域	52	200	26.0%
県全体	204	521	39.2%
重症者	5	50	10.0%

施 設 等		対 応
○幼小中学校		基本的な感染症対策を継続実施
○福祉関連 （保育園、放課後児童クラブ、 一時預かり事業、児童館）		基本的な感染症対策を継続実施
○教育委員会貸出し施設		基本的な感染症対策を継続実施 利用者を町内、西伊豆町民に限定 ※県内に緊急事態宣言が発令された場合は、閉鎖
○図書館		基本的な感染症対策を継続実施 ※県内に緊急事態宣言が発令された場合は、閲覧制限を実施
○町営観光施設等		基本的な感染症対策を継続実施
	・伊豆まつぎ荘	〃
	・依田之庄（入浴）	〃
○海水浴場		基本的な感染症対策を継続実施 （ライフセーバーには感染対策を徹底させる） ※県内に緊急事態宣言が発令された場合は、閉鎖
○会議・打合せ等の開催		基本的な感染症対策を継続実施 ※緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域からの来訪会議・打ち合わせについては、オンライン等を活用して行う。 その他の場合は基本的な衛生管理を意識し対応する。 ・対面に座らない（飛沫対策がない場合） （健康福祉課に移動式アクリルボード有） ・なるべく短時間で済ませる
○避難所		設置の際は、必要な感染症対策を行い感染疑いのある者は別室に分ける。

○職員感染対策	基本的な感染症対策の徹底 ・ 日常の体調管理（毎日検温） ⇒37.5℃以上の場合は、躊躇わず休暇を取る （複数日熱が続くようなら、かかりつけ医等に電話で相談） ・ 正しいマスクの着用 ・ 手洗い、手指消毒の徹底 ・ フィジカルディスタンスの確保 ・ 執務室の定期的な換気
○出張	・ 感染症対策を徹底し、県内出張は可 （ただし、必要の可否を課内で協議すること） ・ 緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域への出張は、原則不可とする。 その他の地域は、総務課長と協議した上で出張は可
○その他	基本的な事項について 感染症対策を徹底する ・ 日常の体調管理（毎日検温） ・ 正しいマスクの着用 ・ 手洗い、手指消毒の徹底 ・ フィジカルディスタンスの確保 ・ 密閉した空間では、定期的な換気を意識する 飲食について ・ 会話をしながらの飲食は、マスクの着用など感染防止対策を徹底すること。 大人数での飲食はしないこと。 県境を跨ぐ移動について ・ 緊急事態宣言地域及びまん延防止措置対象地域への移動は行わない。 その他の地域への不要不急の移動は控える。

施 設 等	対 応
町内事業所等	ガイドラインを遵守した対応を継続
(特に)町内飲食店	県の要請に基づき営業時間の短縮要請

町ホームページへの掲載

重要なお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大により、8月8日から31日まで静岡県に「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置」が発令されています。

町民の皆さまにおかれましては、人と人との接触機会を減らし、感染拡大防止に向けた一層の取組について、ご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルスに感染した方への誹謗中傷、誤った情報や不確かな情報による差別やいじめなどは行わないよう、お願いします。

県のホームページのリンク先を掲載

同報無線広報啓発文

(8月8日 9時放送)

こちらは広報まつぎです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、8月8日から31日まで、静岡県に新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が発令されています。

町民の皆さまには、県境をまたぐ移動や不要不急の外出はしないようお願いします。

引き続き、手洗い消毒、マスクの着用、密閉・密集・密接場所を避け、感染防止のご協力をお願いします。